

第20回西和賀町議会定例会

令和8年6月18日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりです。

内記町長及び柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、報告第1号 令和7年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日の会議、よろしく願いいたします。

ただいま上程になりました報告第1号 令和7年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

令和7年度西和賀町一般会計予算に係る繰越明許費について、出納閉鎖により繰越額が確定し、令和8年度に繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越明許費における翌年度繰越額の合計額は、20事業、3億1,679万1,000円から令和7年度で支出済みとなった8,095万9,000円を差し引いた2億3,583万2,000円を令和8年度に繰り越したものであります。

なお、各事業別の繰越額については、繰越計算書のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば、質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第1号 令和7年度西和賀町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終了します。

続いて、日程第2、報告第2号 令和7年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました報告第2号 令和7年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費のうち年度内に支払い義務が生じなかったものについて、翌年度へ繰り越す額が確定したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

令和7年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。1款資本的支出、1項建設改良費、泉沢地区配水管布設替事業において、岩手県が進めている主要地方道盛岡横手線（泉沢地区）地域連携道路整備事業に合わせて配水管を布設替えるものですが、年度内に事業完了が見込めないことから、令和8年度に繰り越すこととしたものです。

翌年度繰越額は、予算計上額の1億1,824万3,000円から令和7年度で支払い義務の発生した2,324万3,000円を差し引いた9,500万円となります。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は報告事項であり、承認を求める事案ではありません。

以上で報告第2号 令和7年度西和賀町水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終了します。

続いて、日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の改正に伴い、西和賀町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

この改正は、地方税法等の一部改正に伴い

所要の改正を行うもので、主な改正の内容は大きく分けて4つとなります。軽自動車税、固定資産税及び個人の町民税に関する改正並びに金融商品取引法等の改正に合わせた整備となります。

1つ目の軽自動車税に関する改正は、軽自動車税環境性能割が廃止されることに伴い関係規定を整理するとともに、従来の「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」へと名称を改めるものであります。

2つ目の固定資産税に関する改正は、納税者の税負担の軽減及び税務行政の効率化を図るため、家屋及び償却資産に係る免税点を引き上げるほか、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、対象資産の重点化に伴う特例割合の改正及び新たな特例措置の導入等を行うものであります。

3つ目の個人の町民税に関する改正は、所得税における住宅借入金等特別控除の延長等に合わせ、町民税における適用期限を延長するとともに、セルフメディケーション税制の適用期限を延長するもの、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、提出義務者の範囲を見直す等の規定の整備を行うもの、また復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、寄附金税額控除の計算に係る規定を整備するものであります。

4つ目は、金融商品取引法等の改正に合わせ、特定暗号資産の譲渡等に係る所得について、ほかの所得と区分して課税する特例規定を新設するものであります。

それでは、西和賀町税条例の一部を改正する条例の1ページを御覧ください。第18条の3及び第19条は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正となります。

2ページ、第33条から6ページ、第36条の3の3までは、個人の町民税に関する改正となります。

9ページ、第63条は、固定資産税の免税点

の見直しによるもので、家屋が20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円に改正され、令和9年度から施行となります。

第80条から17ページ、第91条までは、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う所要の整備となっております。

18ページ、制定附則第6条から22ページ、第9条の2までは、個人の町民税に関する改正、22ページ、第10条の2は、固定資産税の課税の特例（わがまち特例）の改正、24ページ、同条第20項には、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例が新設され、特例割合を定めるものです。

24ページ、第10条の3は、新築住宅の固定資産税の減額の規定の改正となります。

28ページ、第15条の2から32ページ、第16条の2までは、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正となります。

34ページ、第16条の3から44ページ、第20条の3までが個人の町民税に関する改正となります。

最後に、46ページ、改正附則についてですが、この条例は原則として令和8年4月1日から施行し、内容に応じ令和9年、令和10年等、段階的に施行することとしております。

なお、引用している金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律について、法律番号を空欄としておりますが、法律番号が確定後、公布した条例の原本の空白部分を加筆し、その旨を掲示板等により周知することとしております。

第2条から第4条までは、個人の町民税、固定資産税、軽自動車税それぞれに経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許しま

す。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行令等の改正に伴い、西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 それでは、私から改正内容について説明いたします。

この改正は、地方税法施行令等の改正に基づき所要の改正を行うもので、改正の主な内容は大きく分けて4つで、次のとおりであります。1つ目は課税限度額の改定、2つ目は低所得者世帯に対する軽減判定所得基準の改定、3つ目は子ども・子育て支援納付金課税額の減額規定の整備、4つ目は過去の条例分割改正時における一部条文の形式的な誤りを訂正し、適正な課税執行を図るものであります。

西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の1ページを御覧ください。第2条は、国民健康保険税の課税額を規定しております。被保険者間の負担の公平性を図るため、基礎課税額の限度額を現行の66万円から67万円に引き上げるとともに、新たに導入された子ども・子育て支援納付金課税額の限度額を3万円に設定するものであります。

第5条の2は、国民健康保険税条例を税条例から分割した際の誤りを訂正するものです。

第23条は、低所得者世帯に対する軽減判定所得基準額及び軽減措置を規定しております。近年の賃金水準の動向等を踏まえ、国民健康保険税の軽減措置が適用される所得基準額について、5割軽減の判定基準を被保険者数に乗ずる額30万5,000円から31万円に、2割軽減の判定基準を56万円から57万円にそれぞれ引き上げ、対象世帯の拡大を図るものであります。また、子ども・子育て支援納付金に係る軽減措置について、均等割額、世帯別平等割額の算定規定を整備し、併せて現行の未就学児に係る均等割額の軽減や出産被保険者の産前産後期間の減額規定を適用させるものであります。

次に、附則についてであります。この条例は令和8年4月1日から施行し、令和8年

度分以降の国民健康保険税について適用するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（西和賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町一般会計補正予算（第10号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町一般会計補正予算（第10号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、例年年度末に確定する各種譲与税及び交付金の交付額の確定のほか、基金充当事業及び各種事業の事業費確定による調整など、歳入歳出予算に所要の調整を行

う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和8年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,901万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,143万3,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、繰越明許費の補正については7ページ、第2表、繰越明許費補正のとおり、第3条、地方債の補正については8ページ、第3表、地方債補正のとおりです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。17ページを御覧ください。2款1項5目財産管理費、基金造成事業については、特別交付税、ふるさと納税の額の確定に伴い減債基金積立金6,294万5,000円の増額、がんばる西和賀応援基金積立金1,184万4,000円の増額、森林環境譲与税を財源とし、346万1,000円を森林整備促進基金に積み立てるほか、基金利子の額の確定などに伴い基金積立てを行うものです。

6目企画費1,875万1,000円の減額は、まちなか交流館管理費から19ページ、空き家等対策事業まで8事業に係る事業費の確定によるものです。

4項選挙費については、3目参議院議員通

常選挙費、4目町長選挙費及び20ページ、5目衆議院議員総選挙費について、それぞれ選挙執行経費が確定したことにより、合わせて783万2,000円を減額するものです。

3款1項社会福祉費1,848万円の減額は、1目社会福祉総務費、21ページ、2目高齢者福祉費及び3目障害者福祉費における各事業の事業費の確定によるものです。

22ページ、2項1目児童福祉総務費については、湯本保育園に係る保育所措置委託料に不足が生じるため、360万1,000円を増額するものです。

4款1項保健衛生費1,836万2,000円の減額は、各事業の事業費確定によるものですが、医師養成事業修学資金貸付金1,304万3,000円の減額、個別予防接種業務委託料301万9,000円の減額が主なものです。

23ページを御覧ください。5款1項1目労働諸費については、若年者ふるさと就職支援補助金の補助実績に伴い180万円を減額するものです。

24ページを御覧ください。7款1項3目観光費341万円の減額は、沢内バーデン管理業務委託料の事業費確定によるものです。

8款2項3目道路除雪費7,477万7,000円の減額は、2月、3月の除排雪業務の状況並びに予算執行状況を踏まえ、町道除排雪業務委託料3,498万6,000円を減額するほか、除雪運転手等の人件費などを減額するものです。

25ページを御覧ください。3項1目河川費については、河川改修事業の事業費確定により、904万3,000円を減額するものです。

9款1項1目非常備消防費については、消防団員、婦人消防協力隊の出動実績等を踏まえ、247万9,000円を減額するものです。

2目常備消防費805万8,000円の減額は、北上地区消防組合分賦金の額確定に伴うものです。

26ページを御覧ください。10款1項2目事

務局費287万8,000円の減額の主なものは、西和賀高校魅力化支援事業及び西和賀高校と協働した地域人材育成事業の事業費確定によるものです。

2項小学校費及び3項中学校費については、準要保護児童援助費、準要保護生徒援助費を減額するほか、中学校教育振興事務費について、全国中学校スキー大会等派遣補助金92万4,000円を増額するものです。

27ページを御覧ください。5項1目保健体育総務費、保健体育総務事務費については、JOCジュニアオリンピックカップ大会のクロスカントリースキー競技に係る大会派遣事業補助金19万2,000円を増額するものです。

次に、12ページから歳入について説明いたします。2款地方譲与税から13ページの10款環境性能割交付金まで及び13款交通安全対策特別交付金の増減額については、譲与税及び交付金の額確定に伴うものです。

12款1項地方交付税3億59万8,000円を増額は、特別交付税の交付額確定に伴うものです。

14ページを御覧ください。16款1項国庫負担金788万5,000円の減額、17款1項県負担金566万6,000円の減額、2項県補助金464万5,000円の減額及び15ページ、3項委託金543万5,000円の減額は、それぞれ事業費や執行経費の確定に伴うものです。

なお、14ページの16款2項4目1節道路橋りょう費補助金、臨時道路除雪事業費1億2,100万円の増額及び道路除排雪事業費1,421万7,000円の増額は、今冬の降雪状況を踏まえた臨時特別措置によるものです。

15ページを御覧ください。19款1項1目一般寄附金については、寄附実績により、一般寄附金50万8,000円、がんばる西和賀応援寄附金2,368万8,000円をそれぞれ増額するものです。

20款1項基金繰入金5億3,766万2,000円の

減額は、特別交付税の増額及び歳出における充当事業の事業費確定などに伴い繰入額を調整するものです。

22款4項1目雑入については、令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金246万2,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度返還金1,611万4,000円をそれぞれ増額するものです。

16ページを御覧ください。23款町債については、第3表、地方債補正に合わせ、社会福祉法人にしわが愛児会新保育施設建設事業ほか4事業の財源調整を行うものです。

次に、戻っていただき、7ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正については、事業の執行状況等を精査し、障害者自立支援給付事業について、翌年度に繰り越して使用することができる金額を22万6,000円とし、道路橋りょう事務費ほか3事業については、翌年度に繰り越して使用することができる金額を変更するものです。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。第3表、地方債補正については、公営住宅改善事業ほか4事業について、事業費の確定に伴い借入限度額を変更するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第3号 専決処分事項の承認を求める

ことについて（令和7年度西和賀町一般会計補正予算（第10号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第6、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、年度末における県の保険給付費等交付金の確定等に伴い、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和8年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,191万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,854万3,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳入から説明いたします。6ページを御覧ください。3款1項1目保険給付費等交付金4,221

万6,000円の減額は、普通交付金の確定によるものです。

5款2項1目基金繰入金30万2,000円の増額は、歳出の特定健康診査等業務委託料の財源として、国民健康保険事業財政調整基金から繰入れを行うものです。

次に、歳出について説明いたします。7ページを御覧ください。2款1項療養諸費3,427万1,000円の減額及び2項高額療養費794万5,000円の減額は、歳入の普通交付金の確定に伴うものです。

5款1項1目特定健康診査等事業費については、特定健康診査等業務委託料を精査したところ予算に不足が生じるため、30万2,000円を増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第7、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、年度末における後期高齢者医療保険料の精査等に伴い、歳入歳出予算に所要の調整を行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和8年3月31日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ532万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億817万1,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳入から説明いたします。6ページを御覧ください。1款1項後期高齢者医療保険料の収入状況を精査し、532万4,000円を増額するものです。

次に、歳出について説明いたします。7ページを御覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金については、歳入の後期高齢者医療保険料の増額に伴い、後期高齢者医療保険料負担金を532万4,000円増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わ

りますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、日程第8、議案第1号 令和8年度西和賀町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 令和8年度西和賀町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、（仮称）西和賀町保健センター建設事業に本格着手するための予算措置及び国の交付金等の内示に伴う事業の財源調整を含め、事務事業の執行に当たり必要となる予算の調整をしようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ3億8,401万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9,301万円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、継続費については、地方自治法第212条第1項の規定により、第2表、継続費のとおり、（仮称）西和賀町保健センター建設事業として、総額7億814万2,000円の継続費を設定するものです。

第3条、債務負担行為については、地方自治法第214条の規定により、第3表、債務負担行為のとおり、令和8年度農業近代化資金融資に伴う利子補給事業について、限度額を12万2,000円とするものです。

第4条、地方債の補正については、第4表、地方債補正のとおり、1事業の追加、6事業については限度額をそれぞれ変更し、1事業を廃止するものです。

主な補正の内容は、（仮称）西和賀町保健センター建設事業2億7,399万6,000円、農業用水路等長寿命化・防災減災事業2,000万円、道路維持費1,032万4,000円、地域おこし協力隊招聘事業990万2,000円等を増額するものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

13ページを御覧ください。2款1項6目企画費、ふるさと納税推奨事業については、令和7年度のふるさと納税実績額に基づき、ふるさと応援地域づくり活動支援交付金351万4,000円を増額するものです。

14ページ、8目自治振興費、地域づくり推

進事業394万円の増額は、湯本公民館等修繕料及び新たに委託型集落支援員の任用を希望する地域づくり組織があることから、集落支援員設置業務委託料を増額するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費については、システムの標準化に伴い、戸籍総合システムクラウド機器賃借料及び住民情報システムクラウド利用料合わせて223万8,000円を増額するものです。

3款1項2目高齢者福祉費については、生活支援ハウス事業を行っているかたくりの園の貯湯槽が経年劣化により更新が必要となったことから、負担割合に基づき、入替工事に係る費用の一部を負担するため、かたくりの園生活支援ハウス運営業務委託料125万1,000円を増額するものです。

16ページを御覧ください。4款1項5目保健センター費、（仮称）西和賀町保健センター建設事業については、（仮称）西和賀町保健センター建設工事及びさわうち病院公用車車庫移設工事に係る工事費、実施設計・設計監理業務委託料等2億7,399万6,000円を増額するものです。

17ページを御覧ください。6款1項4目畜産業費、堆肥センター管理費については、沢内地区堆肥センター乾燥棟の火災に伴い、応急修繕料、火災復旧設計業務委託料、農機具等処分業務委託料等合わせて427万1,000円を増額するとともに、沢内地区堆肥センター屋根等の修繕料113万9,000円を増額するものです。

18ページを御覧ください。5目農地費、農地・農業用施設維持管理費228万3,000円の増額は、典膳橋照明灯及び下前地区農作業用道路橋の修繕を行うものです。

農業用水路等長寿命化・防災減災事業については、泉沢水路及び新町水路に係る実施計画策定業務委託料2,000万円を増額するものです。

7 款 1 項 2 目 商工振興費、商工振興費臨時事業については、商工業者を対象とした鳥獣被害防除機材設置補助金400万円を増額するものです。

3 目 観光費、19ページ、観光施設管理運営費134万2,000円を増額は、道の駅錦秋湖売店エアコン設置工事を行うものです。

8 款 2 項 2 目 道路維持費、道路維持管理費132万4,000円を増額は、町道立木処理業務委託料及び町道湯本清水ヶ野線照明LED化工事であります。

町道舗装補修事業は、町道の路面損傷箇所の舗装修繕に要する経費として600万円を増額するものです。

道路安全施設整備事業300万円を増額は、破損している防護柵等の修繕を行うものです。

3 目 道路除雪費、道路除雪総務費については、町道安ヶ沢線融雪装置制御器等の修繕を行うため146万2,000円を増額するものです。

5 目 橋りょう費、橋梁改修事業については、町道丸子峠線緑橋橋梁補修工事の事業費の確定により、1,500万円を減額するものです。

3 項 1 目 河川費、河川改修事業217万9,000円を増額は、普通河川小鬼ヶ瀬川改修に伴う用地測量分筆登記業務委託料及び用地購入費・立木補償費であります。

20ページを御覧ください。5 項 1 目 住宅管理費、住宅維持管理費については、旧川尻住宅関連用地構造物撤去工事に要する経費として300万円を増額するものです。

9 款 1 項 3 目 消防施設費については、雪害により破損した下前地区消防屯所の屋根修繕工事として150万6,000円を増額するものです。

10 款 1 項 2 目 事務局費、地域おこし協力隊招聘事業については、西和賀高校の寮生に対するサポートとして、当初予算に1名分のハ

ウスマスターに係る経費を計上していますが、目標とする3名のハウスマスターを任用することから、2名分の報酬及び活動費補助金等990万2,000円を増額するものです。

21ページ、西和賀高校と協働した地域人材育成事業103万4,000円を増額は、ハウスマスターが使用するスマートフォンの借上料及び通信料並びに湯本公民館の会議室をハウスマスターの事務室として利用するために必要な工事等が主なものです。

2 項 1 目 学校管理費、小学校施設管理費125万1,000円を増額は、湯田小学校の駐車場舗装補修及び沢内小学校の防球ネット修繕が主なものです。

22ページを御覧ください。3 項 1 目 学校管理費、中学校施設管理費316万6,000円を増額は、経年劣化に伴う湯田中学校の揚水ポンプ制御盤交換及び湯田中学校と沢内中学校の駐車場舗装補修が主なものです。

4 項 6 目 文化創造館費、文化創造館管理費609万円を増額は、当初予算で文化創造館改修事業に予算計上している中央監視装置更新工事を修繕料に組み替えけるとともに、芝生広場のサイン看板の修繕を行うものです。

文化創造館改修事業については、先ほどの中央監視装置更新工事を減額し、マルチエアコン更新工事を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。11ページを御覧ください。14 款 2 項 4 目 1 節 小学校費負担金については、学校給食費の抜本的な負担軽減の開始に伴い、小学校給食費負担金591万6,000円を減額するものです。

なお、学校給食費の抜本的な負担軽減に取り組む自治体に対しては、国から給食費負担軽減交付金が交付されることから、16 款 2 項 5 目 2 節 小学校費補助金に692万1,000円を計上するものです。

16 款 2 項 3 目 1 節 保健衛生費補助金については、歳出の（仮称）西和賀町保健センター

建設事業の財源として、次世代育成支援対策施設整備交付金362万1,000円を見込むものです。

4目土木費国庫補助金2,648万8,000円の減額は、橋梁改修事業ほか2事業及び公営住宅改善事業に係る社会資本整備総合交付金の内示に伴うものとなります。

17款2項4目1節農業費補助金については、歳出の農業用水路等長寿命化・防災減災事業の財源として1,580万円を見込むものです。

20款1項1目1節基金繰入金、がんばる西和賀応援基金351万4,000円の増額は、歳出のふるさと応援地域づくり活動支援交付金の財源として見込むものです。

福祉対策基金については、歳出の保育施設統合整備事業に充てる財源として、12ページ、23款1項2目2節児童福祉債1億円を減額し、福祉対策基金繰入金1億円に変更するとともに、（仮称）西和賀町保健センター建設事業の財源として7,100万円を増額するものです。

21款1項1目繰越金1億744万8,000円の増額は、6月補正予算の財源として繰越金を充てるものです。

12ページを御覧ください。23款1項1目総務債360万円の減額は、歳出の地域づくり推進事業の財源調整をするものです。

3目衛生債1億9,830万円の増額は、（仮称）西和賀町保健センター建設事業の財源として見込むものです。

5目土木債1,290万円の増額は、国の交付金内示に併せて財源の調整を行うものです。

それでは、ページを戻っていただいて、5ページを御覧ください。第2表、継続費については、4款1項保健衛生費に（仮称）西和賀町保健センター建設事業の継続費を設定しようとするものです。事業費の総額7億814万2,000円、年割額は今年度が2億1,244万

2,000円、令和9年度を4億9,570万円と設定し、建設事業を進めようとするものです。

6ページを御覧ください。第3表、債務負担行為については、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、令和8年度農業近代化資金融資に伴う利子補給事業について、期間を令和9年度から14年度までとし、限度額を12万2,000円とするものです。

7ページ、8ページについては、第4表、地方債補正になります。先ほどの歳入の23款町債での説明と重複いたしますが、追加については、（仮称）西和賀町保健センター建設事業費に充てるため旧合併特例事業債を追加するものです。

次に、変更については、国の交付金の内示等に伴い6事業の限度額を調整するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

最後に、廃止については、保育施設統合整備事業費について当初旧合併特例事業債を見込んでおりましたが、福祉対策基金繰入金に変更することに伴うものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私から3点ほど質問いたしたいと思います。

最初に、17ページの農業費、農林水産業費で堆肥センターの火災に伴っての委託費があるのですが、農機具処分なども計上されておりますけれども、火災の際トラクター2台ほどを焼失したというふうに理解しているのですが、この火災によって焼失した農機具があることによって、今後山の幸事

業への影響がどのようにあるかについてが1点目。

20ページ、地域おこし協力隊ということで、ハウスマスターということで2名分追加で合わせて3人ということなのですからけれども、西和賀高校の寮3か所あるということで、各寮に1名ずつというようなことでの3名なのか。あと、ここで公表できる範囲でいいですけれども、3名の方の経歴といいますか、そういうことが公表できる範囲で教えていただきたいと思います。

あと22ページ、今説明あったように文化創造館の中央監視装置を更新から修繕に変えたということは、この言葉どおり、更新する予定だったけれども、修繕で対応できるというふうになったのか、その点について伺います。

議長 農林課長。

農林課長 おはようございます。では、私のほうから、沢内堆肥センター乾燥棟の火災についての今後の事業への影響ということでお答えをさせていただきたいと思います。

今年3月に沢内地区堆肥センターの火災、乾燥棟の火災が起きたわけですが、その際に中にある機械器具が一部損傷したと、全焼したものもありますし、半焼したものもありますし、少しだけ焼けたものもございます。あと、建物も中央付近が焼失したということでございます。このことについては、保険の関係ですとか、そういったところについて今精査して申請を出したり、事務のほうを進めているというようなことでございます。

事業のほうになりますけれども、堆肥センターの一番のまず根幹となる堆肥事業につきましてですけれども、こちらに係る機械器具については、マニュアルスプレッダーという堆肥を散布する機械が一部、後ろのほうがちょっと焼失したということと、あと機械を積んである積載車、こちらがフロントガラスのゴ

ム、パッキンとかが焼けたというようなことになっております。積載車については、ちょっと焼けているだけですので、そのまま利用していて、ただ、今後修繕のほうはするという予定でおります。

あと、マニュアルスプレッダーにつきましては、ちょっとやっぱり内部というか、機械内部のほうも熱が入ってしまっているということで、機械の専門の業者さんのほうにお願いをしているのですが、昨今の物価高騰と、あと資材不足ということで、ちょっとまだ修理に至っていないと、お願いはしているのですが、修理に至っていないというふうな状況でございます。

ですので、基本的に大枠で見れば、堆肥事業については特段問題はなく、事業は実施しておりますが、マニュアルスプレッダーで散布する部分についてのみ、依頼があった農家さんにはちょっと散布はできないけれども、畑なり田んぼなりにおいて、あと農家さんが自分で散布をしているというような状況でございます。

あとは、山の幸さんのほうではそれ以外のいろいろな農業関係の事業ですとかそっち関係の事業行っていますけれども、基本的に焼けた機械全てを直すとか購入するということは現段階では考えていないと。ある程度事業のほう精査して、私ども農林課と調整をしながら精査をして、そして直すものは直す、あとやめるものはやめるというふうな形で今後進めていきたいということで話を進めておるところでございます。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 私から、ハウスマスターについてお答えしたいと思います。

当初予算では、西和賀高校学生寮ハウスマスター1名分の人件費及び活動補助金を計上しておりましたが、募集活動の結果、

目標とする3名を採用することとなりましたので、追加の2名分の経費を増額補正をお願いする形のものとなります。

ハウスマスターの勤務ですけれども、朝は6時30分から8時30分まで、登校までの送り出し、夕方は16時30分から22時までの消灯まで、寮生の見守り、相談対応をしています。山田屋、三城につきまして、1名ずつ朝夕ついている形になりますし、遊古林さんにつきましては寮母さん泊まっていますので、そちらのほうは相談部分の活動をしていることになります。体調面で熱を出してしまう生徒等もありますし、親元を離れてですので、勝手が分からない生徒の生活サポートなど様々な対応をしていただいて、寮生活でのサポート体制が向上してきていると実感しているところです。3名体制になりまして、今まで朝夕だけでしたけれども、日中対応のシフトも組んでいる状況になりますので、体調が悪くて寮にいる生徒の体調確認とか、通院対応もできているところでした。

ハウスマスターの方々ですけれども、高校の校長先生を務めた方、あと塾講師の経験の方、あとは高校留学で有名な島根の隠岐島前高校を卒業された方など、今後ハウスマスターの活動に期待ができる人材に来ていただいたと感謝しているところです。また、ハウスマスター、自主的な企画で学生寮の学習サポートもしていただいておりますので、そういった部分での魅力アップも可能性を感じているところでした。

今度、土日ですけれども、県外募集の対面説明で東京での高校進学フェスに参加してきますけれども、学習面のところだけではなくて、やっぱり親御さん、学生寮のことも非常に関心が強く、聞かれる場面が多いです。そういった部分で、ハウスマスターのサポート体制も新たな魅力としてPRできるものと感じているところでした。

以上です。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 中央監視装置の更新工事を修繕料に組み替えた理由についてお答えしたいと思います。

当初の予算をお願いした時点でございますけれども、設置から30年以上が経過している中央監視装置につきましては、既存工作物を除却し、新たに設備を構築するような大幅な更新作業が必要になるといったことを想定して、工事請負費のほうに予算計上を行ったところでございますけれども、今般業務の内容を精査した結果、工作物の除却は必要なく、部品調達等による改修が可能であるといった判断ができたことから、修繕費として取り扱うこととし、予算の組替えを行うということとしたものでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 ありがとうございます。最初の堆肥センターについてなのですが、事業は縮小していくというような方向であるというようなお話がありました。これによって、今までお願いしていた農家さんから様々な要望があると思うのですが、それへの影響についてはどのように現在お考えなのか。

あと、次のハウスマスターについて、今の説明の中で学習サポートもしていただくというような話がありました。他地域、今話にあった島根の隠岐島前高校などの話を聞いたことがあるのですが、寮での学習のサポート、寮で教えられていること、あと学校で教えられていることにちょっと教え方とかに差があった場合、子供たちにどっちのほうをというようなことがあるというようなことを聞いたことあるのですが、そういう面で学校との連絡、協力体制はできているのかという点。

あと、最後の中央監視システム、部品等の

修繕でということでしたけれども、今の説明の中で30年経過しているということになりますと、部品交換で何年ほどは大丈夫というような見通しというか、大規模改修、そもそもの更新まで何年ぐらいいはもつのであろうかというような見通しが今現時点であれば、教えていただきたいと思います。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

山の幸の乾燥棟の火災の件でございますけれども、もともと焼失した機械の中には、既に何十年も前からもう使っていないような機械もかなり含まれていたというふうな現実がございます。

あと、事業につきましては、町内の要は農業をされている方々の事業状況、そういったものも把握しながら、そしてあと山の幸ができなくなっても、対応策といったものについては何らかの形でお示ししながら、町民の農業のほうの事業に影響のないように町としても進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 学習面のサポート体制のところですが、ご指摘のとおり、学校との連携が大事だと思っています。今始まったばかりですので、学校と行き来しての部分がまだ少ないと感じていますが、これからそういった部分を深めていながら、学習面のサポート体制の充実に努めていければと考えているところです。

以上です。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 中央監視装置更新の修繕に伴って、どれくらいもつかといった質問に対してお答えしたいと思います。

詳細につきまして、事業者のほうから何年といったことは言われていないのですけれども、そんなにすぐさま壊れるといったこと

ではなくて、当分もつものというふうに理解しております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 大きく2点になります。

まず1点目は、先ほども出てきましたけれども、堆肥センターの修繕、火災の補償の関係ですけれども、17ページで、先ほどの話の中で補修、それから今後の復旧に向けてここに予算が掲げられておりますけれども、この火災における火災保険あるいは共済等による補償というものは想定されているのか、手続等どうなっているのかということをお伺いします。

続いて、大きく2つ目が（仮称）保健センターについてですけれども、同じく17ページで、当年度の工事関係の予算が2億6,935万1,000円ですか、というふうに掲げられております。当初の予算では、公用車車庫移設工事等のたしか設計関係でしたか、369万6,000円という予算が当初のほうで置かれていたかと思います。それで、その段階で当初の予算の審議のときに話した内容では、保健センターの公用車と、それから病院関係の公用車と合わせると、全部を補えるような予算ではなかったように記憶しておりました。

今回の2億6,900万何がしの中では、ただし書に保健センター建設工事と、それからさわうち病院の公用車車庫移築工事ということで書いておりますけれども、具体的な公用車の車庫のほうどの程度の内訳で予算化しているのか。それについては、当初予算どうなっているのかということでお伺いします。その上で、当初の計画で立てていた車庫の規模と今回の規模がどのように整合性になっているのかということをお伺いします。

同じく保健センターの関係ですけれども、5ページに戻りまして、継続費ということで令和8年と令和9年合わせての総額が示され

ておりますけれども、やはりここも物価高騰かなり影響してくるかと思います。その中で、令和7年度段階で基礎的にまず予算というか、計画していた金額から今回の補正で出した継続費には物価高騰がどの程度影響を予想されて計上されているのか。また、今の動向から行くと、さらに物価が上がるようなこともあるかと思いますが、その点についてはどのような想定をしているかお知らせください。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

沢内堆肥センターの乾燥棟の火災の件のご質問でございました。共済、保険の関係についてですけれども、機械器具等につきましては、保険加入しているものと加入していないものがあるのですけれども、加入しているものについては共済金が下りる予定でおります。ただ、全額が下りてくるわけでもなく、新しい機械を買えるくらいの金額が下りてくるわけではないですので、そこら辺ならして修繕のほうに充てたいと考えておりました。

あと、乾燥棟自体、建屋の部分についてですけれども、こちらについては現在町村会さんと保険のやり取りをしております、どのくらいの規模で保険が下りてくるかはちょっと今はまだ未定です。

以上でございます。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 それでは、予算書17ページ、保健センター建設に絡むご質問にお答えさせていただきます。

初めに、車庫の移設の関係でございますけれども、今回予算計上させていただいたのは現状ある車庫を移設するということです、車庫9台分のものをそのまま、現状のまま移設をする内容となっております。

それで、まず保健センターの車両については現状手当てされておりますけれども、今

後病院と協議をして、9台の中幾らかを活用させていただくことができれば、そのような取扱いになりますし、必要性が後で生じた場合は、ちょっと後ほど車庫建設を新たに考えるといった方向性としてございます。

事業費については、すみません、今後入札等控えているため、金額についてはお答えを控えさせていただきます。

それから、継続費の部分でというところで、今回7億円の事業費を計上させていただいております。設計に入る前の段階で、これまで基本構想、それから建設基本計画と策定をしてきておまして、総事業費全体で10億円といたるところでお知らせをさせていただいておりますので、当然これまで物価高騰であったりいろいろありましたので、その分を加味した上で、今回は事業費を抑えた形で、まず免責をしっかりと精査をした上で今回事業規模を検討してきたところですので、物価高騰も含め一応想定していた事業費の中に収めたというところになってございます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 車庫については、まず現状のものを移設だけということでありましたが、トータルとして新しくエリアに入る公用車が足りないということは想定されている中で、改めてまた足りない分を造ると予算的にかなりかかることもあるのではないかなと思いますが、そのシミュレーションはされた上で今回のという計画を立てているということでしょうか。

議長 室長。

子育て支援室長 では、17ページ、保健センター建設に絡む車庫の部分でのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

設計をする前の段階でいろいろ協議を重ねてきておまして、その段階でやっぱり今後必要となる台数についてはちょっと見通しを

ある程度立てた上で、現在沢内庁舎の車庫を使っている関係もありまして、そちらのほうもしっかりと活用した上で、まず運用面で何とか間に合わせていくという形になっております。

またあわせて、駐車場についても一応計画上は見込んでおったのですが、現状ある駐車場をしっかりと使ってみて、不足が生じた場合は今後検討していくといったところで、まず施設の配置計画などを見直しをしていたところでございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 18ページ、農地費の委託料のところで泉沢水路地区実施計画策定業務委託料、それから新町水路地区実施計画策定業務委託料が上がっています。どういった経緯で、またどういった内容の工事を行う予定かというのを教えていただきたいです。

もう一点、同じく18ページ、6款2項造林事業費の中の民有林管理事業として、野生動物出没抑制緩衝帯整備業務委託料が計上されています。ちょっと私の勘違いだったら申し訳ないのですが、こういった形で計上されていたのが近年はなかったかなと思うので、こちらどういった内容のものかというのを教えてください。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

18ページの委託料、泉沢水路、それから新町水路の実施計画の策定業務委託料についてでございますけれども、この事業につきましては、まず泉沢水路ですけれども、林道と賀線付近に設置されている泉沢地区一円の水田に利用されている水路について、赤沢川という川あるのですが、そちらからの水の取入口から、頭首工から約500メートル程度下ったところにある穴堰につきまして、入り口が崩落しており、延長約15メートルについ

ての改修工事となります。それに係る設計業務の委託料となります。

あと、新町水路の部分についてですが、町道長原線沿いに設置されている新町地区の水田に利用されている水路について、約300メートルぐらいについての既存のコンクリート側溝を取り替える改修工事となっております。こちらの事業に係る設計業務の委託料となっております。

いずれ設計業務については、歳入のほうでも見込んでおりますけれども、まず最大の金額で見込んでおりましたので、今後かなり変動する見込みでございます。

あとそれから、同じページの造林事業費の民有林管理事業についてです。こちらの委託料、野生動物出没抑制緩衝帯整備業務委託料でございます。こちらにつきましては、県の県民税事業があるのですが、そちらを活用しまして、今回町内の小中学校、沢内中学校と沢内小学校を想定しておりますけれども、そちらの学校の周辺の民有林、個人の山になりますけれども、これ公有地にはちょっと使えないものですから、民有林につきまして鳥獣対策を想定して刈り払いを実施するといった事業となっております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。民有林管理事業についてなのですが、これはまず刈り払いですから、草をとということですかね、立木ではなく、木を切るというよりも刈り払いという認識でいいのですか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをします。

議員ご指摘のとおりですが、これは立木を切るのではなくて、あくまでも刈り払いになりますので、当然草も刈りますけれども、枝とか、西和賀町の場合降水量が多いためかなり鬱蒼となって見晴らしが悪くなり

ますので、そちらに対応する上で刈り払いと
いうことで、草刈り機で刈れるようなちっ
ちな木等は全部刈ってしまうような形にな
りますけれども、そういった事業になってお
ります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 逆に、木、これ切ったほうがいいな
かというのが周りにあったりという現状で
はないですか。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

確かにこれは要らないのだろうなと思う
ような、例えば栗の木だったりとか、要は
そういった木もあると思いますけれども、
これ民有林、個人の山を想定しております
ので、土地所有者さんの考えがまず一番に
来てしまいますので、こちらで何らかの交
渉をして、切ってくれないかということで
個人の方が切っていただくということは
可能かもしれないですけれども、そうい
ったものはケース・バイ・ケースで行
っていければと考えておりました。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終
わります。

討論を省略し、直ちに表決に付すること
にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入
ります。

議案第1号 令和8年度西和賀町一般会
計補正予算（第1号）についてを採決し
ます。

本案を原案のとおり決定することに賛
成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決
されました。

ここで11時35分まで休憩いたします。

午前11時24分 休 憩

午前11時35分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第9、議案第2号 令和8
年度西和賀町介護保険特別会計補正予
算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めま
す。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第
2号 令和8年度西和賀町介護保険特別
会計補正予算（第1号）について提案理
由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入
歳出予算の補正については、保険事業勘
定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ
れぞれ73万7,000円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14
億361万7,000円にしようとするもの
です。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び
当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳
出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出
から説明いたします。7ページを御覧
ください。1款1項1目一般管理費、
12節委託料、介護保険システム改修業
務委託料51万円及び介護事業所台帳
管理システム改修業務委託料8万8,000
円の増額は、令和8年6月に介護報酬
の臨時改定が行われることに伴いシス
テム改修を行うものです。

2款4項2目18節負担金、補助及び
交付金、高額介護予防サービス費につ
いては、今後給付の発生が見込まれる
ことから16万9,000円を増額する
ものです。

5款1項1目介護給付費準備基金積立
金3万円の減額は、高額介護予防サー
ビス費の補

正に伴い財源を調整するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項国庫負担金3万4,000円の増額から7款1項他会計繰入金36万5,000円の増額までは、歳出で説明しました総務費及び保険給付費の財源として、それぞれの負担割合に応じて補正するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 令和8年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第3号 令和8年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 令和8年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和8年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによるとし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては、病院事業収益について既決予定額10億5,525万5,000円に2,685万4,000円を増額し、病院事業収益総額を10億8,210万9,000円に、支出においては、病院事業費用について既決予定額11億649万1,000円に事業収益と同額の2,685万4,000円を増額し、病院事業費用総額を11億3,334万5,000円にしようとするものです。

第3条では、給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を、第4条では他会計からの補助金の額の改正をそれぞれ行うものです。

詳細については病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

予算書6ページを御覧ください。初めに、収益支出予算について説明いたします。1項医業費用、1目給与費922万2,000円を増額は、人事異動により新たに配属となった労務職員の給与及び手当と岩手県派遣医師等の医師特別手当の増額を行うものです。

3目経費、10節修繕費134万2,000円を増額は、病院施設修繕費として、不具合が生じている外調機OAダクト保湿補修と給湯2次ポンプの部品交換及び配管の修繕を行うものです。

14節委託料50万6,000円を増額は、公営企業財務会計システムを地方公共団体専用のL G W A Nクラウド環境に移設するための業務委託料を補正するものです。

19節諸負担金1,578万4,000円を増額は、岩手県派遣医師に関わる給与等負担金を補正す

るものです。

次に、5ページを御覧ください。収益的収入予算について説明いたします。2項医業外収益、2目1節他会計補助金については、一般会計からの補助金2,510万2,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当するものです。

また、5目1節その他医業外収益については、岩手県派遣医師に関わる診療応援派遣経費175万2,000円を増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 令和8年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第4号 令和8年度西和賀町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号

令和8年度西和賀町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和8年度西和賀町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによとし、第2条では業務の予定量の補正を定めており、主要な建設改良事業である泉沢地区配水管布設替事業の既決予定額2,000万円に900万円を増額し、事業総額を2,900万円にしようとするものです。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては、水道事業収益について既決予定額3億8,693万1,000円に427万5,000円を増額し、収入の総額を3億9,120万6,000円に、支出においては、水道事業費用について既決予定額4億1,416万9,000円に443万9,000円を増額し、支出の総額を4億1,860万8,000円にしようとするものです。

2ページを御覧ください。第4条では、予算第4条本文括弧書き中「1億4,031万6,000円」を「1億4,024万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては、資本的収入について既決予定額2億8,434万3,000円に907万1,000円を増額し、収入の総額を2億9,341万4,000円に、支出においては、資本的支出について既決予定額4億2,465万9,000円に900万円を増額し、支出の総額を4億3,365万9,000円にしようとするものです。

第5条では、企業債について、配水管布設替事業の限度額1,330万円を1,660万円に、泉沢地区配水管布設替事業の限度額1,000万円を1,600万円にしようとするものです。

第6条では、今回の補正予算において一般会計補助金を増額することに伴い、他会計からの補助金の額1億7,434万5,000円を1億7,862万円にしようとするものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の補正予定額の内容について、収益的支出から説明いたします。11ページを御覧ください。1款1項1目原水及び浄水費、備消耗品費8万2,000円の増額、3目総係費、備消耗品費8万2,000円の増額は、町内の熊出没の状況を受け、現場作業などを行う職員などの安全対策に配慮するため熊対策スプレーなどを購入しようとするものです。

修繕費200万円の増額は、中部水源の取水管に不具合が生じ、取水量が落ちていることから、これを修繕するものです。

2目配水及び給水費、委託料27万5,000円の増額は、配水管に設置している減圧弁の不具合により、一部地域の水圧低下があり、減圧弁の更新をしたところではありますが、同様に町内に設置している残り6か所についても、予防保全の観点から事前に点検を行おうとするものです。

修繕費200万円の増額は、当初予算にて確保している給水管の漏水等修繕費について、今後不足が見込まれることから増額しようとするものです。

10ページを御覧ください。収益的収入については、1款2項2目他会計補助金427万5,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内容について、資本的支出から説明いたします。13ページを御覧ください。1款1項2目配水管布設替事業費、工事請負費900万円の増額は、泉沢地区配水管布設替事業について、当初予算編成後に完了した実施設計額に

合わせ増額するものです。

12ページを御覧ください。資本的収入については、1款1項1目企業債930万円の増額、3項1目工事負担金300万円の増額及び4項1目国庫補助金322万9,000円の減額は、国庫補助金の内示により、また県が実施する主要地方道盛岡横手線（泉沢地区）地域連携道路整備事業に係る配水管の物件移転工事など、先ほど支出で説明いたしました事業費の増額を含め、財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

唐仁原俊博君。

6番 支出の部分で有害鳥獣対策用品ということで予算が上がっていますが、これは熊スプレーとかですか。どうしても施設の関係で、より山の中に入ったような施設が多いので、熊対策用のフルフェイスヘルメットみたいなものとか、そういうのもあったほうがいいのではないかなと思うのですが、そういうのを用意する計画は今のところないですか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 有害鳥獣対策用品のお話ですが、まず事前の説明等でも水道施設に関しましては町内にかなりございまして、そのほとんどが水源となる河川、結局山中にある場合もありますし、配水池に関しては特に標高の高い部分に置きますので、まさしく山の中にあるような状況でございます。そういったところに日夜維持管理で伺っている方々、もしくはメーター検針等で検針をされる方々につきましても貸与する形で、お貸ししようとするので、今回予算を立てさせていただいたわけでございます。

今回備消耗品として対応しようとして考えておりますのは、緊急時の場合のスプレーと、あと基本的には近づけないような熊鈴を考えているところでございまして、ヘルメット等に関しましては今回の予定等が入っておりませんので、そういった部分につきましては改めて検討が必要なのかなというふうに思うところもございしますが、まずそういった状況でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 令和8年度西和賀町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第5号 令和8年度西和賀町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和8年度西和賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和8年度西和賀町下水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるとし、

第2条では業務の予定量の補正を定めており、主要な建設改良事業である下水道施設設備整備事業の既決予定額1億2,104万9,000円に840万円を増額し、事業総額を1億2,944万9,000円にしようとするものです。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては、資本的収入について既決予定額4億5,583万3,000円に909万2,000円を増額し、収入の総額を4億6,492万5,000円に、支出においては、資本的支出について既決予定額4億5,652万3,000円に840万円を増額し、支出の総額を4億6,492万3,000円にしようとするものです。

2ページを御覧ください。第4条では、企業債について、下水道施設設備整備事業の限度額6,010万円を9,930万円に、また特定地域生活排水処理施設整備事業の限度額1,870万円を1,940万円にそれぞれ変更するものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、資本的収入及び支出の補正予定額の内容について、資本的支出から説明いたします。

9ページを御覧ください。資本的支出、1款1項1目管路施設整備費、工事請負費840万円の増額は、湯田処理区の下水道マンホールポンプ場のポンプに不具合が生じていることから、これを更新するものです。

次に、収入についてですが、8ページを御覧ください。資本的収入、1款1項1目企業債3,990万円の増額、4項1目国庫補助金3,080万8,000円の減額は、昨年度から進めているストックマネジメント計画に伴う下水道施設設備の計画的更新事業における国庫補助金の内示を受けたことなどから、先ほど支出で説明いたしましたポンプ更新事業も含め、

財源調整を行うものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、
原案のとおりご決定くださいますようよろしく
お願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許しま
す。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わ
ります。

討論を省略し、直ちに表決に付することに
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入
ります。

議案第5号 令和8年度西和賀町下水道事
業会計補正予算（第1号）についてを採決し
ます。

本案を原案のとおり決定することに賛成の
方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決さ
れました。

続いて、日程第13、議案第6号 辺地に係
る公共的施設の総合整備計画を変更すること
について（左草辺地）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6
号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を
変更することについて提案理由を申し上げます。

左草地区内の交通の円滑化と安全確保を
図るため、町道下左草1号線15号橋改修事
業を計画していますが、当初計画時に比較し、
労務単価の引上げ及び工事用資材等の高騰の
影響により事業費の増が見込まれるため、左
草辺地に係る総合整備計画の一部変更を行
おうとするものです。

変更内容の資料として、変更前と変更後
の総合整備計画書を添付していますので、そ
ちらを御覧ください。3、公共的施設の整備
計画の表の施設名、市町村道・橋りょう及び
合計の欄について、事業費4,000万円を6,000
万円に、財源内訳の特定財源2,640万円を3,366
万円に、一般財源1,360万円を2,634万円に、
一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
1,360万円を2,630万円にそれぞれ変更する
ものです。

なお、計画の変更に当たっては、あらかじ
め県と協議をしなければならないこととな
っており、4月30日付で県から異議がない旨の
通知をいただいております。

以上で提案理由と内容について説明を結
束しますので、ご審議の上、原案のとおりご
決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許しま
す。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を結
束します。

討論を省略し、直ちに表決に付すること
にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入
ります。

議案第6号 辺地に係る公共的施設の総
合整備計画を変更することについて（左草
辺地）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成
の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決さ
れました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いた
します。

午後 零時 00 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第14、議案第7号 町民バスの取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 町民バスの取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、町民バス。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1,289万5,962円。

4、契約の相手方、岩手県和賀郡西和賀町大沓36地割54番地2、有限会社佐藤自動車、代表取締役、佐藤一久。

参考までに、納期は令和9年1月29日、見積徴収事業者は町内の自動車整備事業者6者、見積書の開封は4月30日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

11番 これは、修理なのか新車で買うのか、その辺詳細をお願いしたい。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

こちらは、町民バスを2台購入するものになります。内容としては、中型自動車ということで、定員14人の車両2台を新車で購入する予定としております。

議長 刈田敏君。

11番 最近ですけれども、中身的なものが非常に説明というか、うちのほうで見てもちっと分からない部分があるので、今後だと思えますけれども、やっぱり具体的に図面等あればいいと思うのですけれども、いずれ町民バスで新しいバスを2台買って運用するというので、その辺は了解ですけれども、やはり利用する上で4輪駆動なのか、あとは皆が利用できるように上がりやすいのかとかといういろいろなものも出てくると思うので、その辺は今後ともお願いしたいと思えますけれども、これに関しては4輪駆動車なのか、それから定員12名というのですけれども、どのようなつくりだとか、その辺分かる範囲でお願いします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 町民バスの詳細についてお答えいたします。

こちらについては4輪駆動車ということで、4WDの車両を考えております。

そして、内容としましては、電動の補助ステップをつけさせていただいて、あと乗降口の両側に手すりをつける、それからあとバックモニターであったりドライブレコーダーということで、安全の管理を、その辺りを徹底したいと考えております。

あとは、今回お出かけバス、AIオンデマンド交通での利用を今現在想定をしております、今回国庫補助事業による補助金を活用して購入を予定しておりますので、運行路線がまずちょっと限定されるということで、沢内線と、それから湯田沢内のお出かけバスを利用する予定としております。

14人の定員ですので、12人乗る予定で運行

する予定としております。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 14人定員のバスということですがけれども、これは今使っているバスと比べて定員が減ったり増えたりということをやまず伺いたいのと、あとお出かけバスの話だとは思いますが、年配の方が立って利用されているとかという話を聞いていまして、席、お出かけバスなのか朝の混む時間帯なのか、ちょっとあれなのですがけれども、このぐらいの規模のバスで十分カバーできるだろうという想定ということではよろしいですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

バスに関しましては、今議員がおっしゃっているように、座れない、立ったままということは、こちらのほうにもちょっと情報は来ていないところですが、基本的にA Iのお出かけバスに関しましては、定員を超えての運行はしていない状況になります。

今現在マイクロバスで運行しているところを平均乗車人数であったり、それから毎日の運行状況確認をしながら、午後の便、特にA Iで予約をして運行する際には、まずこの12人の定員の車両で賄えるというところを鑑みまして、あとそれから細い路線であったり、冬期間ちょっと道路が狭くなったりすることも鑑みまして、少し小型の車両でも運行が可能ということで今回購入に至ったということになります。

議長 唐仁原俊博君。

6 番 ありがとうございます。さっき私が言った多分立っているというやつに関しましては、となると朝とかの混んでいる時間帯なのかなと思うので、それはまたちょっと改めてお尋ねしたいと思います。

乗っている定員に関してなのですがけれども、マイクロバスで足ることなら、もしかすればもうワンサイズ落としてというこ

ともあり得るのかなと思っているのですけれども、やっぱり14人ぐらいの定員が最もいいというふうに判断されたということではいいですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

今現在はマイクロバスで運行しております、その平均的な乗車人数を考えて、今14人の中型の自動車のほうに移行するということになります。

さらに小型となりますと、ちょっとそこになりますと、あと定員がどうしてもオーバーしてしまうところも見受けられるので、今はこの中型自動車が一番最適というふうに考えているところになります。

議長 真嶋実君。

2 番 今の説明の確認なのですが、マイクロバスという言い方でされていますけれども、結局マイクロバスの定員が何人で、今回導入するのは14人になるのかというのが比較が分かれば、非常に我々分かりやすいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

今現在運用しておりますマイクロバスにつきましては、29人の定員となっております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 町民バスの取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第8号 福祉バスの取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 福祉バスの取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、取得する財産、福祉バス。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約金額、1,243万6,600円。
- 4、契約の相手方、岩手県和賀郡西和賀町大沓36地割54番地2、有限会社佐藤自動車、代表取締役、佐藤一久。

参考までに、納期は令和8年12月23日、見積徴収事業者は町内外2者、見積書の開封は5月1日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

- 11番 このバスについても、詳細分かるところでいいですので、ご説明願います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今回購入する福祉バスについて

お答えいたします。

定員は29人乗りで、これまでの福祉バスは38人の席だったのですが、今度購入するものは29人乗りのマイクロバス1台で、積雪時の走行を考慮し、4輪駆動の車両となっております。

また、仕様で電動補助ステップをつけることにしております。通常は、最初のステップが地上から355ミリですが、補助ステップ190ミリまで下がる予定となっております。

以上です。

議長 刈田敏君。

- 11番 38人乗りから29人ということで、あとは中身的にも改造というか、そういうのも若干あるのかなのか、その辺をお伺いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

改造はしておりません。

議長 刈田敏君。

- 11番 確認ですが、福祉バスということで様々な場面で使用すると思いますけれども、普通のバスの形態ということで、そういうことでよろしいですか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 議員のおっしゃるとおりです。

議長 唐仁原俊博君。

- 6番 こちらの福祉バスなのですが、町民から申出があったときに、運転手は使いたいという方が用意してだったと思いますが、使わせてもらうということはできたかと記憶しているのですが、今回のバスに関しても、そういう申出があった場合に利用可能かというのを教えてください。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

町に西和賀町福祉バス運行管理規則というものがありますので、そちらのほうで福祉バスの使用対象者は町内に所在する社会福祉団

体、社会福祉施設利用者、その他町長が特に認めた者とし、バスを使用する者は使用しようとする日の5日前までに福祉バス使用申込書を提出することになっております。そちらの申請された条件を確認して、貸出しすることとなります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 福祉バスの取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16、議案第9号 ロータリ除雪車の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 ロータリ除雪車の取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、ロータリ除雪車(2.6

メートル、220キロワット級)。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、6,754万円。

4、契約の相手方、岩手県奥州市水沢真城字片子沢44-2、株式会社東和本社奥州工場、所長、加藤勇也。

参考までに、納期は令和9年3月31日、指名業者は町外3者、入札は5月27日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 ロータリ除雪車の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第17、議案第10号 消防ポンプ自動車の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 消防ポンプ自動車の取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、取得する財産、消防ポンプ自動車。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、3,564万円。
- 4、契約の相手方、岩手県一関市山目字中野34番地2、株式会社古川ポンプ製作所一関支店、支店長、佐藤茂。

参考までに、納期は令和9年3月31日、指名業者は町外7者、入札は5月27日実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 消防ポンプ自動車の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議案配付のため暫時休憩します。

午後 1時21分 休 憩

午後 1時22分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、日程第18、同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町教育委員会の委員の任命に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものであります。

氏名、瀬川瑛子。生年月日、

、歳。住所、。

瀬川さんは、大学を卒業後、農林水産省職員、食と農業のプロデュース等の職歴を経て、平成30年から西和賀町に移住され、現在民生委員を務めておられます。また、カフェの経営を通して大学生やセカンドキャリアを考える方々の支援、町内の有志で運営している西和賀の子育てと教育を考える会の代表をされるなど、幅広く活躍されている方であります。

今後の西和賀町教育において重要である保育、学校、家庭、社会教育のあり方を議論していく上で、子育て世代、そして多様な経験を踏まえた知見やご意見は重要であります。瀬川さんは、人格、識見とも優れ、教育委員会委員として適任であると考えます。

任期は、令和8年7月1日から令和12年6月30日までです。

ご同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第1号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、日程第19、発議第1号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

普本歌織君。

3番 発議第1号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書、こちらの説明をさせていただきます。

提案者は普本歌織、賛成者は真嶋実議員です。上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

意見書を読み上げながら説明をさせていただきます。意見書のほうを御覧ください。OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書。

政府は健康保険法の改定において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして、「OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込みました。これは、処方薬のうち一般用医薬品と成分や効能が同じ薬剤、いわゆる

OTC類似薬について健康保険の給付対象から除外するというものです。

OTC類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに重篤化することへの懸念が、医師などからも指摘されています。また、OTC類似薬が保険適用から除外されることについて、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が起きかねないと、難病患者の家族や日本アトピー協会などから保険適用の継続が求められています。

この間、各市町村では子ども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなど、子どもたちの命と健康を守るための施策を強めてきました。しかし、これまで助成制度の対象になっていた処方薬がOTC類似薬の保険適用除外によって、市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増になります。また、国民の2人に1人がり患していると言われている「花粉症」の患者や、1,000万人を超えている「変形性膝関節症」の患者など、広範な患者の負担増にもなりかねません。

日本医師会は、国民生活を支える基盤として、「必要かつ適切な医療は保険診療により確保する」とい国民皆保険制度の理念を今後とも堅持すべきであり、保険の給付範囲を縮小すべきではないと強調しています。政府は医療費削減ありきではなく、すべての国民が必要な医療を受けることができるように、OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求めます。

以上、上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという事で、意見書の内容は今読み上げたとおりです。

若干補足して説明させていただきます。このことについて、全国保険医団体連合会の実施したアンケート調査では、回答者の95%が

ＯＴＣ類似薬の負担増に反対という声を上げています。これは、2026年の３月に実施したもので、8,098人が回答しています。

その中で寄せられた声としては、乳がん罹患し、手術後の傷痕がケロイドと引きつれ感でＯＴＣ類似薬で症状を抑えている、薬の負担額が増えれば治療が立ち行かなくなる、物価高騰もあり、子供も小さいのに、とても不安という30代の方の声、そしてアトピー性皮膚炎は一生付き合っていくもの、保湿剤は常用薬であるし、ステロイド剤も欠かせない、アトピーはひどいかゆみとともにある、節約しようと思わせないでほしいという30代の方の声も紹介されています。こうした切実な声を国は制度に反映させるべきです。

また、ＯＴＣ類似薬を保険から外すべきではないとする署名が全国保険医団体連合会の呼びかけで全国21万筆以上集まっています。これとは別に難病患者の当事者や家族からも8万5,000人を超える署名、オンライン署名でも9万筆を超える署名が集まっています。こうした声に国は耳を傾けるべきことを申し添えます。

住民の命と健康を守ることを大切にしてきたここ、西和賀町議会としては、この意見をぜひ国に上げる必要があると考え、提案させていただきます。議員各位におかれましては、よろしくご審議のほど、ご賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長 趣旨説明が終わりました。説明者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8 番 今説明の中にもあったように、医療費が増大していて、医療保険制度を維持するためということでこの制度ができたと思うのですけれども、その観点から、医療費を抑制し

ていかなければいけないという観点についてはどのようにお考えか、質問いたします。

議長 普本歌織君。

3 番 説明させていただきます。

議員ご指摘のとおり、確かに医療費は増大しています。そのことには対応していかなければならない、そのことは確かだと思います。しかし、制度の維持を目的化してはいけないと思います。どのような社会保障にするのか、そのためにどうするかを検討が求められると思います。

協会けんぽですが、財政再建のために保険料率を上げてきています。引き上げた結果、準備金は増加しており、それを理由に国庫補助を削ることにしているという状態もあります。準備金が積み上がっているのであれば、真面目に保険料を納入している国民にさらに負担を強いるのではなく、保険料の引下げということであれば、それを使うべきです。

また、社会保障は、憲法25条の生存権を保障するものであり、高齢者も現役世代も暮らしを支えるものです。国民全体の生活を支える給付が少な過ぎることが現在の社会保障の構造的問題になっていると思います。

さきに述べた協会けんぽの準備金の活用、そして国の予算の抜本的な見直し、国庫補助は引き下げない、そういったことで社会保障費は確保できると考えます。国は、そうした努力こそするべきということを申し上げます。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。説明者は自席へお戻りください。

これから討論に入ります。高橋宏君から通告がありました。

まず、原案に反対者の発言を許します。

高橋宏君。

8 番 ＯＴＣ類似薬の保険適用除外を行わな

いことへ反対討論をいたします。

今、日本は世界でもトップクラスの高齢化社会を迎えており、医療費抑制が課題となっております。このためつくられた新制度がＯＴＣ類似薬の保険適用除外であり、一定の理解をすべきと思います。

ＯＴＣ類似薬の完全な保険適用除外は見送り、77成分、約1,100品目程度を対象に薬剤費の4分の1を特別料金として徴収する仕組みに転換された点や、制度から除外される方として、子供、がん患者、難病患者、低所得者、入院患者、特定の病気で長期にわたり薬が必要な患者を特定し、配慮した点を評価いたします。

しかしながら、セルフメディケーション、自分自身の健康に責任を持ち、軽度の身体の不調は自分で手当てする、そのためにＯＴＣ医薬品を活用するということを推し進めるためには、ＯＴＣ類似薬とＯＴＣ医薬品の価格差を縮めるなどの課題はありますが、現状ではＯＴＣ類似薬の保険適用除外が必要と考えます。

よって、ＯＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことへは反対いたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

発議第1号 ＯＴＣ類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案については原案のとおり可決されました。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出することになりますが、その提出先につきましては提案者の提案のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

続いて、日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付しました議員派遣の件について事務局長に説明させます。

事務局長 それでは、議員派遣の件につきましてご説明します。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

件名は、令和8年度西和賀町議会行政視察研修です。派遣の目的は、西和賀町の抱えている課題の解決と議員の資質向上、議会の活性化を図るため、先進地の調査研修を実施し、町政の発展に寄与することを目的とするものです。

派遣場所は、福島県国見町の道の駅あつかしの郷です。派遣概要は、町総合計画と商業施設を組み込んだ複合拠点施設建設及び運営の進め方であります。

派遣時期は令和8年7月16日、派遣議員は12名。

以上です。

議長 お諮りいたします。

ただいま事務局長が説明したとおり、議員派遣をすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、事務局長が説明したとおり、議員

派遣をすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま議員派遣の件は議決されましたが、派遣場所、派遣時期等に変更があった場合は、その決定については議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第20回西和賀町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午後 1時40分 閉 会